

No.	提出された意見（原文まま。一部誤字等を修正）	町の考え方
1	<p>＊危険廃屋などの管理 所有者は資材などの整理を行い…に追加して：樹木及び草花の剪定管理を行うことを義務付けする必要があります。隣の家屋や道路等に枝が突き出て、家屋に覆い被さったり、落ち葉で迷惑をかけている事が多い。また、樹木が大きく成りカラスや野鳥が巣造りをし、鳴き声がうるさく、カラスは人を襲った例が実際に起きた。</p> <p>＊情報提供と実態調査 原案通りで十分かと思いますが、情報提供者のプライバシー保護を十分に行う事が大切です。出来れば、町内会長を通じて、行政へ情報を提供するようにすれば、個人での情報提供する時よりは、精神的に楽になると思う。</p> <p>＊所有者への対応 助言や指導のほか適正な状態になるよう勧告や命令を行う…命令に従わない所有者については、名前などを公表できる…この程度では、実際の例から考えてあまり効果は挙がってないので、罰則規定を設けるべきと思う。内容証明付き命令書程度で改善する所有者なら、自己所有の物件を放置はしない。</p>	<p>対象となる建物につきましては、あくまでも所有者の所有物であり、憲法上の財産権や他の法令などから軽々に行政処分を行えるものではありません。そこで本町では防災・防犯の視点から近隣等また他人の生命・財産に危険を及ぼすおそれがあると認められる危険廃屋などの対策を優先させることとしたものです。</p> <p>情報提供者に関する情報等に関しては、志免町個人情報保護条例に基づき、適正な管理を行います。</p> <p>【意見1】で述べたとおり、建物はその所有者の所有するものであり、当該所有者が適正に管理することが求められます。町としては、管理が不全である建物の所有者に対しては、助言、指導を行い、勧告、命令、公表という順に対応いたします。</p>
所管課名	総務課	